

敷島南小学校のきまり

たの あんぜん せいかつ
～みんなが楽しく安全に生活するために～



じぶんひとたいせつしんしんけんこうあんぜんせいかつやくそく
○自分やまわりの人を大切にし、心身ともに健康で安全に生活するため、この約束があります。

【いつでも 心こころに思うとよいこと】

- ① 素直すなおに受け止め、素直すなおに考かんがえ、素直すなおに表ひょう現げんします。
- ② やるべき時ときに、やるべき場ばしょ所で、やるべきことことを誠実せいじつに行おこないます。
- ③ よく考かんがえ、すすんで学まなびます。
- ④ 時間じかんを守まもります。
- ⑤ いつでもだれにでも思おもいやりのある行こう動どうをします。
- ⑥ 心こころを伝つたえる、さわやかなあいさつをします。
- ⑦ 心こころをそろえる整せい理り整せい頓とんをします。(くつ、身みの回まわりのもの)

1 登下校とうげこうのきまり

- (1) 登校とうこうについては、午前8時から午前8時10分までに学校がっこうに着くようにする。
- (2) 登校班長とうこうはんちやうを中心に一列いちれつに並び、交通ルールこうつうルールを守って登校する。
班長はんちやうは、旗はたと笛ふえを使う。(雨の日あめの日は、使用しやうしない)
- (3) 旗振りや交通指導員かうたうしどういんの方に、気持きもちちのよいあいさつをしよう。
- (4) 登校・下校ともに、決められた通学路つうがくろを通る。複数ふくすうで下校し、防犯ブザーぼうはんぶざあや笛ふえを携けい帯たいする。
- (5) 忘れ物わすれものがあっても、家いえに取りに帰かえらない。



2 服装ふくそう、持ち物もちもののきまり

- (1) 体育の授業があるときは、基本的きほんてきに学校で定められた体育着たいいくぎ(長袖ながそで、長ズボンながぶつ、半袖はんそで、短パンたんぱんを気候きこうに応じおうじて)を着て、赤白帽子あかしらぼうしをかぶる。持ち主もちぬしがわかるようにタグ(札)たぐ(し)などに、学年・組・名前がくねん・くみ・なまえをしっかりと書かく。
- (2) うわばきには、相手あいてから見えるように、つま先とかかとにしっかりと名前なまえを書かく。
- (3) 通学かばんつうがくかばん(両手りやうてが空き背負せおえる物もの)で登校する。
- (4) 持ち物もちものには、名前なまえを書かく。
- (5) 学がく習しゅうに必要なひつようのないものは、持もってこない。(携帯電話けいとうでんわ、金かね、キーホルダーなど。)

3 学校内がっこうないの生活せいかつのきまり

- (1) 先生せんせいや友だち、お客さんきやくさんにすすんであいさつをしよう。
- (2) 図書の本・掃除用具・ボール・一輪車等の遊具や道具などみんなで使うものは、きまりを守って大切に使用つかい、使った後は必ずもとの場所にもどす。

- (3) 体育館・特別教室・資料室などは、先生の指示によって使い、ふだんは入らない。
- (4) 職員室に入るときは、自分の名前と用件をきちんとつたえてから入る。

4 学校内の安全のきまり

- (1) 校舎内では、右側通行を守り、静かに歩く。
- (2) 校舎内では、ボール遊びやなわとび、おにごっこなどはしない。
- (3) ベランダは、通路や遊び場として使わない。
- (4) プレイランドでは、ボール遊び、おにごっこをしない。
- (5) 駐車場では、遊ばない。遊んでもよい場所のやくそくを守る。
- 1年教室前のプラットホームは、1年生にかざり遊んでもよい。
- (6) 児童玄関前では、なわとび、一輪車、竹馬はしてもよい。

5 学校外での生活のきまり

- (1) 出かけるときには、行き場所・用件・いっしょに行く人・帰る時刻などを家の人につたえる。
- (2) 交通ルールをしっかりと守る。
- (3) スーパーやコンビニエンスストアなどには、用事のないときには行かない。
- (4) ゲームセンターやカラオケボックスなどには、子どもだけでは行かない。
- (5) 線路のそばや、川、工事現場など、きけんなところで遊ばない。
- (6) 危険な遊び（花火やBB弾など）は、子どもだけではしない。
- (7) 放課後、学校に遊びにきたときには、おかしやジュースなどを飲んだり食べたりしない。
- (8) 自転車に乗るときには、安全に気をつけて交通ルールを守って乗る。
- (9) 校庭には自転車を乗り入れない。多目的室前の駐輪場や南側入り口フェンスぞいや東側入り口フェンスぞいにならべておく。
- (10) 愛の鐘は、家で聞くようにする。（愛の鐘は10～5月は5時、6～9月は6時）
- (11) ゲームをするときは、ゲームの内容に気をつけ、遊ぶ時間を守る。

ご家庭へのお願い

※ 学校外での生活のきまりについては、子どもたちの安全確保の視点から、ご家庭でも同じようにご指導ください。



※ 自転車の使用範囲については、児童の自転車操作技術や判断力、各家庭近辺の交通状況が多様なため、学校の一律の指導は困難です。下記の範囲は、一応の目安として各家庭に応じた適切な判断と指導をお願いします。令和5年4月より、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっております。

1, 2年生・・・家のまわり 3, 4年生・・・学区内 5, 6年生・・・旧町内